

第12回教育委員会会議録

日 時	平成29年11月21日（火） 開会13：30 閉会15：50
場 所	教育長室
出席委員	教育長 宮 崎 肇 委 員 佐々木 義 朗 委 員 荒 井 由紀恵 委 員 橋 場 正 人 委 員 吉 村 恭 子
欠席委員	—
事務局職員	教育部長 島 倉 弘 行 教育部次長 澤 田 徹 教育部学校指導室長 加賀谷 隆 企画総務課長 米 山 伸 哉 学校教育課長 渡 邊 誠 司 学校指導課長 佐 藤 貢 青少年課長 丸 岡 祐一郎 生涯学習課長 小野寺 康 広
書 記	企画総務課総務係長 田 中 稔 大
議 題 及 び 議事の概要	別紙のとおり

1 第12回教育委員会会議付議事件及び結果表

平成29年11月21日 13：30開会

15：50閉会

事件番号	件名	議決結果
議案第1号	千歳市議会第4回定例会教育行政報告について	原案可決
議案第2号	平成29年度一般会計補正予算（教育費関係予算）について	原案可決
議案第3号	千歳市小中連携・一貫教育推進基本方針の制定について	原案可決
議案第4号	千歳市いじめ防止基本方針の改正について	原案可決
報告第1号	平成29年度千歳市いじめアンケート調査（第1回）結果について	報告済
報告第2号	平成29年度（第23回）千歳市・指宿市青少年相互交流事業（受入）について	報告済
報告第3号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施結果について	報告済
報告第4号	平成30年度千歳市教育予算要望について	報告済

2 議題及び会議の概要

教育長	<p>それでは、平成29年第12回教育委員会会議を開催いたします。 会議録の承認をお願いします。</p>
総務係長	<p>平成29年10月31日に開催されました平成29年第11回教育委員会会議は、議案が1件、報告が3件ございました。</p> <p>議案につきましては、議案第1号 平成29年度全国学力・学習状況調査結果の公表について、原案のとおりご決定いただいております。</p> <p>また、報告につきましては、報告第1号 平成29年度ハイパーQU検査（6月実施）の結果について、報告第2号 平成29年度千歳市民文化表彰受賞者について、報告第3号 平成29年度千歳市立図書館蔵書点検結果における不明本状況について、報告済みとさせていただきます。以上でございます。</p>
教育長	<p>会議録承認の件よろしいですか。</p>
委員	<p>一同了承</p>
教育長	<p>次に、日程3、教育長の報告に入ります。定例校長会資料をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、1点目は、小学校外国語における授業時数の確保についてですが、今は、5・6年生は35時間で外国語活動を行っており、これは教科ではないので評価はしないことになっていますが、32年度からは、5・6年生は教科になります。それで時数は倍の70時間になります。それから、今5・6年生で行っている活動が3・4年生に下りてきます。3・4年生の活動は、現行の5・6年生と同じ35時間ということになります。これらを32年度から、次期学習指導要領の実施に伴い行わなければなりません。新たなことですから、来年度、再来年度の2年度が移行措置期間という位置づけでありまして、時数は、5・6年生は活動として行っている35時間を50時間に、本格実施の70時間にいけるように、段階的に増やし、3・4年生は、本格実施は35時間ですが、最初の移行措置期間中は15時間ということで、そのようなスケジュールとなっておりますことをまず念頭に置いてください。学校の先生は毎年異動があり、概ね6年経てば異動ということになります。千歳市内の学校では、毎年100人規模の異動対象者があり、主に管内で異動することになりますが、時数確保の手法は多数ありますので、先生方が異動する度に違う方法で実することは可能な限り避けたいということで、先日の教育長会で、私が提案しました。札幌市は札幌市教育委員会が決めれば、何十校もある学校が全部同じになります。石狩管内を1つの市だとイメージしていただ</p>

ければ、ご理解いただけると思いますが、管内で統一できるところは統一した方が、先生方の負担も少しでも軽減できるであろうという発想です。これは、ほかにも当てはまることが多くあり、教育環境でも、ある市には電子黒板があつて、別の市には無いとか、可能であれば避けたいですし、同一条件にできるものは可能な限り統一していこうという考え方です。石狩管内では、北広島市に研修センターがありますので、その指導員を中心とした「小学校外国語教育の充実にかかわる研究協議会」において、どのような方法で進めるかという報告書が出てきました。報告書の時点では、1番目は、全面実施の時は6時間目に60分授業を設定する、2番目は、移行期間では、余剰時数の活用を中心に取組むという見通しであるので、準備をしてくださいということでしたが、昨日、教育長会を開いて、そのように最終決定をしました。

内容的には、まず、行事を精選して時間を作り出す、これが第一です。小学校5・6年生で言えば、外国語活動を35時間行っていますが、残りの35時間は行事を精選して、まずはそこからできるだけ生み出す、残りの時間は60分授業を何回行うかで確保するという考え方です。モデルケースでは、これを週に1～3回の範囲で、学校によって行事の精選はバラバラですが、6時間目に60分授業を行い、時数を確保するというのは基本的な考え方にあります。それから、移行期間の30年度、31年度については、既に千歳市では、小学校3・4年生は英語授業を10時間行っておりますので、行事を精選して残りの5時間を何とか生み出して行おうということです。ですから、各7市町村、30年度、31年度は統一されませんが、32年度から本格実施した時には、先ほど説明した60分授業主体で行うと、こういうことです。

それから、大きな2番目、部活動指導における安全管理の徹底ということで、安全上の配慮に欠けるトレーニングにおいて、怪我をしたという生徒がおりまして、まだ、因果関係がはっきりとしていませんので、それが原因かどうかということはあるのですが、いずれにしても、発達段階から不適切と思われるトレーニングを科すことがないように、学校全体で確認をして徹底をしてもらいたいということです。管理職においては、定期的に部活動の様子を観察して、危険な場所やトレーニング内容がないかを確認して、教職員全体で共有をして、指導の改善を図ってもらいたいということをお話しました。

それから次の3番は、学級崩壊の未然防止及び対処ということで、学級担任の指示が通らないとか、特定の児童や保護者の対応に追われるなど、指導が困難である学級があります。そのため、学級崩壊の予兆を見逃さず捉えていただきたい、もし既に指導が困難な状況に陥っている場合には、できる限り速やかに、組織の力で収束を図っていただきたいと

	<p>話しました。これは、学級崩壊をしてしまうと、授業が成立しない状況になり、学力云々以前の状況になってしまうので、私はずっと以前から、とにかく学級崩壊については、できるだけ早く様子を捉えて、あまりひどい状況にならないように対処してください。万が一そうなったときには、学校全体で収束するように努めてもらいたいということを言っておりますが、繰り返しそういう指示をしたということです。それから、各校における実態を検証する視点を15項目示しました。</p> <p>次に4番として、学校における私費会計の適切な取扱いについてということで、学校では教材費を集めたり、現金を取り扱わなければならない場面が出てきます。この私費会計の適切な取扱い及び金銭事故の防止については、厳正な指導をお願いしておりますが、皆さんも新聞等でご覧になられたと思いますが、先日、北広島市の中学校において、保護者等から徴収した「進路費」及び「実習教材・諸費」の一部、合わせて約28万円が職員室保管場所から紛失する事案が発生したということでした。管内において、このような事故が発生したのは極めて遺憾でありまして、「金銭事故防止マニュアル」というのがあるのですが、これをもとに各学校で定める校内事務処理規定を全教職員で再確認してもらいたいと、必要に応じて適切な見直しも行って、金銭事故の防止徹底に努めてもらいたいということで話をいたしました。</p> <p>それから5番は、年末賃金確定闘争に対する統一行動ということですが、実際はありませんでした。</p> <p>以上が、教育長の報告ということであります。</p> <p>この件について、何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。</p>
委員	一同了承
教育長	<p>それでは議題に入りたいと思います。</p> <p>まず、議案第1号 千歳市議会第4回定例会教育行政報告について、説明をお願いします。</p>
企画総務課長	<p>議案第1号 平成29年千歳市議会第4回定例会教育行政報告について、説明いたします。提案理由であります。平成29年千歳市議会第4回定例会に平成29年教育行政の諸般について報告するため、本案を提出するものであります。</p> <p>(資料 教育行政報告書 読み上げ)</p> <p>以上申し上げます。教育行政報告といたします。以上提案内容について、ご説明申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

教育長	教育行政報告に関しまして、何かご意見ご質問等ありますでしょうか。
委員	一同了承（原案可決）
教育長	<p>それでは、この内容で決定させていただきます。</p> <p>次に、議案第2号 平成29年度一般会計補正予算（教育費関係予算）について、説明をお願いします。</p>
企画総務課長	<p>議案第2号 平成29年度一般会計補正予算（教育費関係予算）について、説明いたします。提案理由であります。平成29年千歳市議会第4回定例会において、予算を補正するため、本案を提出するものであります。はじめに、企画総務課分であります。</p> <p>1点目の寄附金（奨学基金）であります。補正項目は、ア歳入につきまして、18款1項1目寄附金に1,931千円を追加し、次にイ歳出につきまして、10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費に1,931千円を追加するものであります。</p> <p>補正理由につきましては、寄附採納があったことから、奨学基金に充当するため関係する歳入及び歳出予算を補正するものであります。</p> <p>補正内容ですが、歳入の寄附金につきましては、平成29年8月10日から10月18日までに寄附採納があった1,931千円を寄附金として、増額補正するものであります。歳出の積立金につきましては、歳入予算として増額補正する寄附金額1,931千円全額を奨学基金積立金として、増額補正するものであります。</p> <p>参考として、奨学基金への寄附採納の状況、第4回定例会補正後の基金残高、寄附採納の内訳を記載しております。</p> <p>続きまして、2点目の学校用務業務の委託契約についてであります。</p> <p>補正項目は、債務負担行為の補正であります。</p> <p>補正理由につきましては、今般の桜木小学校に勤務する職員2名のうち、再任用職員の年度内の退職に伴いまして、正職員1名を他校に異動させることで、桜木小学校の業務を平成30年4月から民間委託することとしたため、年度当初からの実施が可能となるよう、年度中に入札を執行し、複数年度の契約を締結するため、債務負担行為を行うものであります。なお、当該補正予算は、当初予算に計上しております民間委託実施済みの4校、北進小中、緑小、向陽台小、泉沢小の契約満了に伴う再契約に係る債務負担に変更を行うものであります。</p> <p>補正内容につきましては、必要となる予算15,833千円を限度額に加えるものでございます。なお、参考として、委託後の人員配置、これまでの学校用務業務委託の経緯を掲載しております。</p>

<p>学校教育課長</p>	<p>以上提案内容について、ご説明申し上げました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。続きまして、学校教育課から説明があります。</p> <p>続きまして、議案第2号の3 小中学校就学援助事業費の補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、補正項目についてであります。ア小学校就学援助事業費、10款教育費2項小学校費1目小学校管理費20節扶助費について、補正前の額70,313千円に5,928千円を追加し、76,241千円にしようとするものであります。またイ中学校就学援助事業費、10款教育費3項中学校費1目中学校管理費20節扶助費について、補正前の額73,688千円に8,153千円を追加し、81,841千円にしようとするものであります。</p> <p>補正内容につきましては、本日別に配布させていただきました資料でご説明いたします。この就学援助費の補正につきましては、入学準備金の補正ということになっておりますが、その概要についての資料がございます。まず、はじめに就学援助制度についてですが、就学援助費は学校教育法第19条に基づき経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うものであり、生活保護法上の要保護世帯、要保護児童生徒については、原則として生活保護費で措置されており、要保護児童生徒の家庭に準ずる程度に困窮している家庭については、準要保護世帯として認定し、支給をしております。支給項目は、新入学児童生徒学用品費など記載の項目であります。次に、今回補正する新入学児童生徒学用品の支給時期の見直しについてであります。(1)のこれまでの取扱であります。新入学児童生徒学用品費は、ランドセル、通学用服、通学用靴、帽子など新入学児童生徒が通常必要とする物を対象としており、申請は前年所得を対象とし、毎年3月中旬の確定申告後まで申請を受け付け、4月下旬に就学援助の対象者を決定し、5月下旬に支給をしております。(2)の見直し後の取扱であります。まず見直し内容につきましては、入学準備金としての性格を考慮し、30年度の入学の児童生徒に対する新入学児童生徒学用品費から入学前支給を実施するというところでございます。この場合におきまして、入学年度に認定する新入学児童生徒学用品費に限り、前々年の所得により判定をするというところでございます。ただし、4月以降に認定する場合は、前年所得で判定をするというところでございます。</p> <p>支給の時期でございますが、新小学1年生については、1月中旬から申請受付を開始し、2月10日までに申請のあったものは2月末支給、2月20日までに申請のあったものは3月10日支給、3月10日までに申請のあったものは3月末に支給をします。次に新中学1年生については、小学6年時の認定状況を基に、申請を不要とし、2月末に支給をします。</p>
---------------	--

	<p>これに伴います周知方法でございますが、広報ちとせ1月号での周知、市のホームページによる周知、これは1月上旬に周知をしようと考えております。さらに在校児童生徒に対するチラシ配布、これは冬休み明けくらいを予定しております。各小学校の入学説明会におけるチラシ配布、これは学校によって異なりますが、1月下旬から2月にかけて各学校で行われる際に配布をしようと思っております。さらに報道機関に対する周知依頼をして、こういったことを今年度行いまして、さらに31年度入学者からは、10月頃に行っている就学時検診の際に周囲を行っていきたいと思っております。</p> <p>(3) 補正内容でございますが、平成30年度新入学児童生徒における準要保護対象者の見込み数により、新小学1年生は、146人に支給単価の40,600円を乗じ、新中学1年生は、172人に支給単価の47,400円を乗じて、算出をしております。</p> <p>以上、小学校中学校就学援助事業費の補正予算について、ご説明いたしました。ご審議、ご決定のほど、よろしく願いいたします。</p>
教育長	これについて、何かご意見ご質問等ありますでしょうか。
委員	一同了承（原案可決）
教育長	<p>それでは、この内容で決定させていただきます。</p> <p>それでは、議案第3号 千歳市小中連携・一貫教育推進基本方針の制定について、事務局から説明をお願いします。</p>
学校指導課長	<p>議案第3号、千歳市小中連携・一貫教育推進基本方針の制定についてご説明いたします。</p> <p>提案理由であります、千歳市学校教育基本計画及び平成29年度教育行政方針を受け、学校間の連携・接続の推進のため、小中連携・一貫教育の導入に向けた具体的な方向性を示す必要があることから、本案を提出するものであります。</p> <p>「千歳市小中連携・一貫教育推進基本方針」につきましては、教育委員会組織である「千歳市小中連携・一貫教育検討会議」にて検討し、作成したものでございます。</p> <p>それでは、お手元の別冊「千歳市小中連携・一貫教育推進基本方針」をご覧ください。</p> <p>「1 はじめに」の最終段落に記述しておりますように、千歳市教育委員会では、この「千歳市小中連携・一貫教育推進基本方針」をもとに、今後、学校と連携した調査研究等を通して、平成32年3月までに「千歳</p>

市小中連携・一貫教育実施要領」を策定し、平成33年4月から、その実施要領に準拠するかたちで、全市的に小中連携・一貫教育を本格実施させてまいります。

「小中連携・一貫教育に取り組む背景」や「小中連携・一貫教育により期待される効果、考えられる課題」につきましては、前回第11回教育委員会会議後の勉強会にて、説明いたしました内容となります。子ども一人一人の豊かな人間形成と学力・体力の向上に向け、小・中学校がより組織的・体系的に教育を推進していく必要について述べております。

本市における小中連携・一貫教育の状況についてですが、小中連携・一貫教育の形態においては、施設分離型の中学校区が多く、中でも千歳中学校区は6つの小学校と連携をするなど、複雑な形態をなしております。

ピラミッド型の図をお示ししております。土台となり全体を支える部分は小・中学校の教職員が学習指導、生徒指導、保護者や地域との連携における協働であり、それをもとに課題解決に向かうことで、中段の生きる力の三要素である「知・徳・体」の育成を図る、このことを、千歳市における小中連携・一貫教育の目的としました。

(1) 本市の状況ですが、本市の中学校区は複雑な形態をなしていることは先程説明いたしました。そのことを踏まえて、平成30年度より3期3年6中学校区による「小中連携・一貫教育調査研究実践モデル校区事業」を軸に、教職員・学校関係者・市民対象の学習会の開催や小中連携・一貫教育検討会議による協議を重ねて、「千歳市小中連携・一貫教育推進実施要領」を策定します。市内各小中学校における小中連携・一貫教育は、この「千歳市小中連携・一貫教育推進実施要領」に準拠して行うこととなります。

市内の各中学校区は、学校の設置状況などそれぞれ異なることから、校区の実態に応じて、段階を踏んで小中連携・一貫教育を推進していくこととしています。

この表は各中学校区における取組の指標として活用し、また、これを用いて、定期的に市内校長会議等において交流していくものであります。

第1段階が「連携交流段階」であり、市内各校が現状としてほぼ取り組んでいる内容です。第2段階は「連携共有段階」として、小・中学校がさまざまな取組を共有し、共に進める取組内容です。市内において、既にこの段階である中学校区も幾つかあります。

第3段階は「小中一貫教育」の段階であり、目指す子供像の共有と9年間を通した教育課程の編成・実施をするものです。

取組に☆印がついておりますが、これは、調査研究実践モデル校区が取り組む必須内容となっております。

	<p>今後のスケジュールとしましては、当面の動きでは、来月の総合教育会議にて、小中連携・一貫教育について説明をすると同時に第一期調査研究実践モデル校区と具体の協議を行ってまいります。</p> <p>平成32年2月に千歳市小中連携・一貫教育実施要領の策定と公示を行います。そして、平成33年4月から千歳市小中連携・一貫教育実施要領の本格実施となります。調査研究実践モデル校区指定事業について、図を示しておりますが、第一期の指定は青葉中学校区、東千歳中学校区の2中学校区とし、以降順次図のように進めていく計画であります。</p> <p>各中学校区における小中連携・一貫教育の進行管理に活用する推進計画実践ノートですが、計画段階で、まず各校の学校教育目標、推進組織、取り組むことなどを記入します。そして、年度末に取組について検証し、次年度の方向性を記すこととなっております。この推進計画実践ノートにつきましては、調査研究実践モデル校区だけでなく、全ての学校に配布し、取り組んでもらうこととしています。学校における事務処理の簡略化の観点からも、調査研究実践モデル校区が、教育委員会に提出する計画書及び報告書も、この提出をもって替えたいと考えております。</p> <p>以上、議案第3号について、ご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくご願ひいたします。</p>
教育長	<p>只今の説明に対しまして、ご意見ご質問等ありますでしょうか。</p>
委員	<p>一同了承（原案可決）</p>
教育長	<p>それでは、提案のとおり決定することといたします。</p> <p>次は、議案第4号 千歳市いじめ防止基本方針の改正について、事務局から説明をお願いします。</p>
青少年課長	<p>それでは、議案第4号について、ご説明申し上げます。</p> <p>提案の理由であります、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改正に鑑み、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。</p> <p>改正の内容につきましては、「千歳市いじめ防止基本方針の改正（概要）」を配布しておりますので、こちらでご説明申し上げます。</p> <p>はじめに、平成25年9月施行の「いじめ防止対策推進法」附則の「いじめ防止等の対策については、施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずる」旨の規定を受け、国において国の基本方針の見直しを行い、平成29年3月に改正されております。</p> <p>主な改正内容ですが、「いじめの定義の・改正」、「いじめ防止等のため</p>

の取組状況を学校評価の評価項目に位置付」、「児童生徒から活用されるよう、相談窓口の取組の周知」、「就学前の幼児期における取組を追加」、「教員業務の明確化等の業務負担の軽減」、「いじめの「解消」の定義の明確化と対応の具体化」などとなっております。

この内容を踏まえ、平成26年3月に策定した「千歳市いじめ防止基本方針」の改正を行っております。

主な改定内容ですが、まず、「1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」について、いじめの定義について、いじめから除かれていた「けんか」について、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するとしたほか、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合など、「いじめ」という言葉を使わない指導など柔軟な対応も可としますが、いじめとして情報共有は必要とするとしております。

次に、「2 いじめの防止等のために市が実施する施策」の「いじめの未然防止」について、スクールソーシャルワーカーの配置を記載したほか、いじめに対応するための体制整備や教職員の業務負担の軽減、幼児期における取組について追加しております。

次に、「いじめの早期発見」について、各種相談窓口の周知等について、相談窓口が児童生徒から活用されるよう、その取組を周知することなど、文言を追加修正しております。

次に、「いじめの早期対応」について、いじめの加害児童生徒に対する出席停止した場合に学習支援などの留意事項及び被害児童生徒への弾力的な対応などについて追加しております。

次に、「学校や教職員の評価及び学校運営改善の支援」について、学校評価において、いじめの有無やその多寡ではなく、学校評価や教員評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組や日常の未然防止、早期対応等の取組等を評価することを追加したほか、教職員がいじめの防止等に取り組むことができるよう、学校運営の改善を支援するとしております。

次に、「3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策」の「学校いじめ防止基本方針の策定」について、学校いじめ防止基本方針の内容について、いじめ防止の取組方針等を定めるなどの基本方針の具体的内容について追加したほか、基本方針のホームページへの公開や入学時等に児童生徒、保護者に説明することを追加しております。

次に、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置」ですが、学校におけるいじめ対策組織の役割について、「未然防止」の役割、「早期発見・事案対処」の役割、各種取組の実施・検証」の役割として、改めて具体化したほか、学校いじめ対策組織が児童生徒等に容易に認識

	<p>されいじめに対し迅速かつ適切に解決する窓口であると認識される必要があることを追加しております。</p> <p>次に、「学校におけるいじめの防止等に関する取組」の「いじめの早期対応」についてですが、いじめが「解消している」状態について、「いじめに関わる行為が一定期間止んでいること」、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」と定義し、いじめが解消した場合でも被害・加害児童生徒を、日常的に観察していく必要があることを追加しております。このほか、改正に合わせて、マニュアルの文言等の整理を行っております。</p> <p>千歳市いじめ防止基本の改正の説明につきましては、以上であります。</p>
教育長	<p>只今の説明に対しまして、ご意見ご質問等ありますでしょうか。</p> <p>私から、質問します。相談窓口が児童生徒から活用されるよう、その取組を周知するというのは、未然防止のところのスクールカウンセラーのことなどを言っているのですか。ここに取組が盛り込まれているのですか。</p>
青少年課長	<p>いじめの早期発見のところに各種相談窓口が児童生徒から活用されるよう、というところに記載しております。</p>
教育長	<p>各種相談窓口というのは、具体的に何のことを言っていますか。</p>
青少年課長	<p>例えば、スクールソーシャルワーカーが相談するとか、スクールカウンセラーが相談するとか、そういったことになります。あとは相談教室などもそうです。</p>
教育長	<p>それから、教員業務の明確化等の業務負担の軽減については、どのように記載していますか。</p>
青少年課長	<p>教育委員会が取り組む主な施策として、いじめの未然防止のところに記載しておりますが、いじめに適切に対応できる学校指導體制の整備を推進し、部活動休養日の設定や部活動指導員の配置等、教員業務の明確化など業務負担の軽減を図ることとしております。</p>
教育長	<p>国では、部活動の外部指導員の配置なども含まれるのですね。要するに教員の業務負担を軽減して、いじめの対応に当たれる時間を増やさないということですね。わかりました。</p> <p>他にありませんか、よろしいですか。</p>

委員	一同了承（原案可決）
教育長	<p>それでは、提案のとおり決定することといたします。</p> <p>引き続き、報告に入ります。報告第1号 平成29年度千歳市いじめアンケート調査(第1回)結果について、説明をお願いします。</p>
青少年課長	<p>それでは、報告第1号、平成29年度千歳市いじめアンケート調査（第1回）結果について、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、調査の時期ですが、平成29年8月16日(水)～9月13日(水)頃までを目途とし、調査日は学校に一任して実施しております。調査対象は、市内小中学生全員となっております。</p> <p>最初に、小学校の結果ですが、資料の「計」にありますように、全体の回答数は、5,412人、回答率は98.4%となっております。</p> <p>そのうち、「4月以降いじめられたことがある」と回答したのは、323人で全体の6%、そのうち、いじめの認知件数は、6件、面談した結果「いじめ」でないと確認した件数は317人となっております。</p> <p>次に、中学校ですが、資料の「計」にありますように、全体の回答数は、2,575人、回答率は94.6%となっております。</p> <p>そのうち、「4月以降いじめられたことがある」と回答したのは、24人で、0.9%、そのうち、いじめの認知件数は、表では認知件数5件となっておりますが、1人がアンケート用紙に2件記載したのが2人おり、7件となっております、面談した結果「いじめ」でないと確認したのは19人となっております。</p> <p>前回調査との差につきましては、小学校児童生徒数総数が少し多くなっておりますが、第1回目の時には、小学校1年生が除かれていることによる差となっております。千歳市いじめアンケート調査結果の報告につきましては、以上であります。</p>
教育長	<p>この調査は、第1回となっておりますが、千歳市独自調査の1回目という事です。資料の一部に2回目と記載がありますが、5月に北海道が調査を行っています。道調査は概ね5月と11月に行うので、その間に千歳市独自調査を道調査と同様の内容で行っています。市独自調査は8月頃を目処に1回目を行い、1～2月に2回目を行い、道調査と合わせて年4回となります。</p> <p>ですから、今回はいじめ調査としては、2回目の報告になります。いじめ調査2回目（市調査1回目）や、いじめ調査3回目（道調査2回目）などの方がわかり易いかもしれませんね。</p> <p>只今の説明に対しまして、ご質問等ありますでしょうか。</p>

荒井委員	いじめの方に暴力とあるのですが、暴力の事案はどのようなことがあったのでしょうか。
青少年課長	叩かれたとか、ちょっと蹴られたとか、そういった内容です。
荒井委員	確定で1、2件ありますが、その暴力によるいじめであると確定した判断は、どの程度の暴力の事案なのでしょう。確定前は複数件あるのに、確定が1、2件というのは、かなり度が過ぎた暴力なのですか。
教育長	アンケートのあと、聞き取り調査をして、結果を確定させていますが、この調査では、その行為がいじめであったかどうかを判断しており、暴力かどうかの判定は行っておらず、その暴力の度合の判断という観点は含まれていないです。確かに暴力があるのに、一方がいじめの判断ではなく、一方ではいじめだと判断されるいうところは、それで良いのかという部分はありますね。
佐々木委員	小学校低学年では、なかなか趣旨を理解して、アンケートに回答するのが難しいかもしれないですが、どのような聞き方をされていますか。
青少年課長	設問としては、例えば「あなたは今年4月から今日までにいじめられたことはありますか。」と聞いて、「ある」と答えたときは、「どんなことをされましたか。」、例えば「仲間外れや無視された」とか、暴力に関しては、「叩かれたり、蹴られた」とか、そういうところに「○」をつけてもらうというアンケート調査になっています。
佐々木委員	1年生に「いじめ」という概念が理解されているのでしょうか。単に嫌なことをされたというのは、あるでしょうけれども。
教育長	そのために面談をして、それがいじめかどうかの確認を行っています。よろしいですか。ほかにありますでしょうか。
委員	一同了承（報告済み）
教育長	それでは、これについては、報告済みといたします。 続きまして、報告第2号 平成29年度（第23回）千歳市・指宿市青少年相互交流事業（受入）について、説明をお願いします。
生涯学習課長	報告第2号 平成29年度（第23回）千歳市・指宿市青少年相互交流

	<p>事業（受入）について、ご説明いたします。</p> <p>1の事業概要であります。姉妹都市の鹿児島県指宿市との青少年相互交流事業は、平成7年度から開始をいたしまして、今年度で23回目となります。今年度は、夏季交流といたしまして、8月4日から7日までの4日間、市内小学6年生16名が指宿市を訪問しました。冬季交流では、指宿市の児童を受け入れ、冬の北海道を体験してもらい、交流を深めます。受け入れ期間につきましては、12月23日から26日までの4日間で、参加者は、指宿市児童16名と引率者3名であり、本市も同様の人数であります。参加者名簿につきましては、別紙のとおりでございます。</p> <p>3の主な交流内容については、記載のとおりでございます。</p> <p>なお、この事業の実施主体は、夏季交流と同様に実行委員会方式で行いまして、実行委員長は、日の出小学校の野尻校長となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
教育長	<p>只今の説明に対しまして、何かございますか。よろしいですね。</p>
委員	<p>一同了承（報告済み）</p>
教育長	<p>それでは、報告済みといたします。</p> <p>次に、報告第3号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施結果について、説明をお願いします。</p>
企画総務課長	<p>報告第3号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施結果について、ご報告いたします。</p> <p>まず、1点目、根拠法令といたしましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施結果について、報告するものであります。</p> <p>2点目、点検評価の方法といたしましては、千歳市で実施しております「事務事業評価」及び「市民行政アセス（外部評価）」を活用し、千歳市教育委員会における事務の点検・評価を実施しております。</p> <p>3点目、今年度の評価結果であります。43の事務事業につきまして、評価を実施しており、現状のまま継続が、35事務事業、見直して継続が、8事務事業であります。続きまして、外部評価であります市民行政アセスにつきましては、平成28年度の施策として、文化鑑賞機会の充実、学校給食の充実、青少年健全育成活動の推進の3施策について評価を実施しております。それぞれ、施策内容の方向性、実施コストの方向性、市民評価会議からの意見が様々ありましたが、これにつきましては、記</p>

<p>教育長</p>	<p>載のとおりであります。</p> <p>別冊としまして、各事務事業及び市民行政アセスの結果を一覧として、事務事業評価結果一覧、市民行政アセス報告書として、取りまとめておりますので、参考にしていただきたいと思います。</p> <p>以上であります。</p> <p>市民行政アセスについては、施策内容の方向性が大事なのですが、文化鑑賞機会の充実は、施策内容、実施コストの方向性は「維持」、学校給食の充実については、施策内容の方向性は「拡充」、実施コストの方向性は「重点化」、その理由としましては、継続提供を評価、成長を考えた献立や食育指導などを展開、衛生管理基準に一部適合していないことやその他課題の改善に向け新たな取組が必要、ということによるものです。そして意見のなかでも、2番目、新学校給食センターについては費用対効果や少子化の影響を考慮し、現状の課題を解消できるよう十分に検討して方向性を決めて欲しいということでした。青少年健全育成活動の推進については、「維持」という状況です。</p> <p>これについて、何かご質問等ありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>一同了承（報告済み）</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、報告第3号につきましては、報告済みといたします。</p> <p>続きまして、報告第4号 平成30年度千歳市教育予算要望について、説明をお願いします。</p>
<p>企画総務課長</p>	<p>報告第4号 平成30年度千歳市教育予算要望について、ご報告いたします。</p> <p>要望につきましては、11月9日に千歳市教育予算要望特別委員会から、教育長及び市長に直接手渡されたものであります。別冊の千歳市教育予算要望書をご覧くださいと思います。10項目の要望項目が掲載されております。文教施設設備の整備充実について、北陽小学校の第2体育館建設、学校図書館司書の増員について、新たに盛り込まれております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>教育長</p>	<p>北陽小学校の体育館については、体育の授業は行っているのですが、人数が多すぎて、例えばボールを使う競技を行っても、そもそもボールに触る時間があまりにも少ないということもありますので、これは緊急性の高い課題ということで、認識しております。</p>

委員	只今の説明に対しまして、ご意見ご質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。
教育長	一同了承（報告済み） それでは、報告第4号につきましては、報告済みといたします。 これをもちまして本日の教育委員会会議を終了します。お疲れ様でした。